

「憲法草稿評林一」の上段評論について： 小田為綱の憲法構想

EMURA, Eiichi / 江村, 栄一

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

66

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

27

(終了ページ / End Page)

49

(発行年 / Year)

1999-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002616>

「憲法草稿評林一」の上段評論について

——小田為綱の憲法構想——

江 村 栄 一

はじめに

明治前期の憲法構想において、「憲法草稿評林」はひときわ異彩を放っている。国政の重要事項に関し他案に類例のない国民投票を規定し、その重要事項にこれも他案に類例のない共和制移行を含めているからである。EU加盟の国民投票、英国労働党系の有力シンクータンク「デモス」による王位継承の国民投票による「信任」の提言などを想起すれば、「憲法草稿評林」の歴史的視野は110余年を経て現代にまで及んでいるといえよう。この「憲法草稿評林」への評論（「憲法草稿評林一」所載の上段評論）が小田為綱の憲法構想であるが、その評価については先ばしって結論を述べること避け、後述に譲っておきたい。

先に私は『「憲法草稿評林」について』と題する論文を本誌に発表した⁽¹⁾、この稿との関連でその結論を要約しておく。第1は、漢要之助家旧蔵上杉儔写本「憲法草稿評林」⁽²⁾と小田為綱家蔵「憲法草稿評林一」を写本系統上の観点から比較することにより、「憲法草稿評林」が元老院の「国憲」とそれに対する一人の人物（推定古沢滋）の評論から成るものであると確認したことである。従来「憲法草稿評林」と呼ばれてきた小田為綱家蔵「憲法草稿評林一」は、そのまま“小田為綱家蔵「憲法草稿評林一」”ないし単に“憲法草稿評林一”と称するか、内容に即して「憲法草稿評

林並に小田為綱（推定）憲法構想」と別称したほうが正確である。

第二は、従来の「憲法草稿評林」の評者に関する諸説を検討していずれも成立しないことを実証し、新しい史料や観点を加えて、評者古沢滋説を新たに提起した。

第三は、「憲法草稿評林」の全体像の考察である。「評林」は事実上の国民民主権説に立ち、その制度的保証として両院の選挙権・被選挙権に止まらず他案に類例のない国民投票制を積極的に規定した。皇帝廃立と、類例のない共和制移行規定も、この国民投票の最重要事項の一つになっているのである。「評林」には、イギリス立憲制をモデルにしながらも、それを乗り越えようとする主体性が漲っている。国民投票はフランス憲法から、上院の独自の民主的構成はアメリカの上院から示唆を得たものである。「憲法草稿評林」は日本の憲法史上、植木枝盛の「日本国国憲案」とならぶ自由民権期の代表的な憲法構想になるものと考えられる。

なおここで上記の論文に二つのことを付け加えておきたい。一つは国民投票についてである。『東京曙新聞』（明治14年5月2日号）によれば⁹⁾、1881年4月26日、大阪日報社長古沢滋は高麗橋警察署で西園寺公望との間柄を問われ、「前年欧州へ遊学のころ西園寺君と同校に在て共に蛍雪の勞を共にし頗る懇意の間柄なるよしを答えられ」たという。西園寺は1871（明治4）年2月から1880年9月までフランスに留学、法学者エミール・アコラスの私塾やソルボンヌ大学で学び、自由主義思想の洗礼を受けた。短期間であるが古沢は西園寺の学ぶ場所に加わり、またフランスの政情を見聞する機会をもったのである。「評林」筆者古沢説の傍証の一つになるといえよう。

もう一つは「評林」に見える評者が「我輩平民」ないし「吾輩平民」と称している問題である。すでに私は前掲論文において、これが文字どおり当時の戸籍の肩書きに記した「平民」を指すのではなく、人間平等の思想のためか、何らかの理由で士族籍をうしなつたか、それを放棄したためであると考えられると述べ、古沢滋の場合が1・2番目に、小野梓の場合が

3番目に該当すると指摘しておいた。今回士族籍ながら平民と称した植木枝盛の例を見出したので、古沢説の傍証の意味をこめて紹介しておく。攝提子編『帝國議會議員候補者列伝全』（明治23年刊）所載「植木枝盛君伝」で、編者は「植木枝盛ハ無官無位無職ノ平民ナリトハ君カ君自身ヲ称スル」の言であると紹介し、「君カ所謂ル平民トハ法律上即チ戸籍ノ肩書ニ所謂ル平民ニハアラズシテ官人ニアラス普通ノ民ナリト云フノ意」であるとし、「平民ニアラスシテ士族」の植木が平民と称する真意は、「他ノ官職ニ誇ルモノヲ擯斥スルノ意ニ出ツルモノナラント」推測している。自由民権思想家植木枝盛は「平民」と自称していたのである。

さて前掲論文では小田本「憲法草稿評林」の上段評論に考察を加える余裕はなかったので、この問題に焦点をあてて取り組んでみたい。上段評論の執筆者を小田為綱と推定する論者は多いが、その根拠を示している論文は意外に少ない。ところが上段評論の評者は小田為綱ではなく、河津祐之とする説が提起された。澤大洋『「憲法草稿評林」の上段評論者とは誰か——小田為綱と河津祐之との比較思想的考察——』（『歴史評論』512号）がそれである。本稿では、まず河津祐之説を検討し、ついで小田為綱説に別の観点を加えて再論し、その憲法構想の全体像と意義を新しく考察してみたい。

I 澤大洋氏の河津祐之説の検討

澤氏は最初に「憲法草稿評林」上段評論者を推定する基準なるものを提起する。それによれば、人間的条件として、(1)元老院「国憲」第三次案を入手して論評できる人物——元老院起草関係者か、(2)下段批評者の身近な知己の人物で、かつ目上の人物、(3)「君民共政大意」「君民共政会議法」「君民共政代議士撰挙法」の著述のある人物、その他(4)筆跡、(5)「吾輩」（余）の筆名など、思想的条件として、(1)皇帝観、(2)帝位継承法、(3)儒教的国学的思想、(4)女帝承認、(5)国民及其権利義務——キリスト教批判、

(6)立法権（国会）、(7)賢者知識人重視、(8)フランス系政治思想家、(9)刑法専門家、(10)東北人特有の言語表現法、を挙げている。

これらの条件を見ると、史料のなかで語られている手がかりをそのまま直接要約したものと、手がかりとなり得る部分から推定したものとから設定していることがわかる。後者に入るものとしては「人間的条件」の(1)と(2)、「思想的条件」の(8)と(9)が挙げられる。この4項目を条件とするには綿密な実証を必要とするが、それは無く、言及程度に止まっている。前者の諸項目はすでに指摘されてきた項目を整理したものである。なお、「人間的条件」の(5)は「筆名」ではなくて「自称」である。「吾輩」「余」の自称は、福地源一郎が用いた「吾曹」と異なり、当時の新聞・雑誌で多用されているので筆者推定の条件にはできない。条件設定が最初ではなくて、憲法構想に関する手がかりを「憲法草稿評林一」から可能な限り見つけだし、比較吟味することから始めなければならないのである。

それでは「憲法草稿評林」上段評論と河津の憲法構想が合致するか否かというもっとも重要な問題を取りあげ検討してみよう。澤氏の精査にもかかわらず、河津祐之が自らの憲法構想を部分的ではあれ述べたと判断される史料は極度に少ない。澤氏は河津の憲法構想について、君民共治の立憲君主制・人民主権説・二院制を列挙し短い例証を挙げているが、上段評論との異同について立ち入った考察は無く、判然としない。例えば憲法構想の根幹ともいえる河津の人民主権説と、上段評論の賢者による代議士院議員選挙との矛盾について整合的な説明はない。ここでは澤氏も使用した河津祐之文書所収の「第三回講義」「代議院論（前回ノ続）」⁽⁴⁾と『嚶鳴雑誌』所載「仏国政体転遷論」⁽⁵⁾、および私が見出した「裁判官を公選するの利害」（討論会）⁽⁶⁾での河津の発言などでその憲法構想を検討し、それが上段評論とは異なるものであることを明らかにしてみよう。

河津の「代議院論」は、次にみるような人民主権論を基礎にして展開される。

夫レ法律ハ輿論即チ民意ノ表発シタルモノ（1丁）

人民主権ノ獨立不羈ニシテ決シテ他ヨリ管制ス可キモノニ非サルコト
(2丁)

人民主権ヨリ望タル制度ヲ実行スルハ実ニ人間ノ自由ヲ希望シ且ツ政
権ノ平等ヲ企図スルモノナリ (3丁)

彼ノシエイエ氏ガ法律ハ人心民意ニ外ナラズトノ説益々確ナルヲ知ル
可シ (3丁)

この人民主権説から選挙権が導かれるのであるが、それを述べる前に「シエイエ氏」とは誰であるかを考えてみよう。上記の引用文や、「政府ハ被治者即チ人民ノ好ムト好マザルトニ関ラズ一定踰越ス可ラサルノ制限アリ而シテ此制限ノ基本タルモノハ即チ人民ノ権利ニシテ」(1丁) などから、フランス革命の前夜『第三階級とは何か』を著したシエイエス(Emmanuel Joseph Sieyès)と推定される。ちなみに河津が参照したと思われる同書の一部を引いてみよう。

国民だけが自らのために望むことが出来、従って、法律を制定することが出来るのだからである。立法団体に参加する者はすべて、国民によってその代理権を与えられた限りに於てのみ、国民のために議決する権限がある。だが、自由な普通選挙に依らないで、どこに代理権が存在するのか。(大岩誠訳、岩波文庫本、76頁)

国民の権力の一部は、これを彼らの仲間のうちから選び出した若干のひとたちに委任する。これが代理権に基いて行われる一つの政府の起源である。……共同体はその権力のすべてを委ねず、ただ単に正しい秩序を維持するのに必要な部分だけを委任しているに過ぎない。(同上、82-83頁)

国民はすべてに優先して存在し、あらゆるものの源泉である。その意志は常に合法であり、その意志こそ法そのものである。……憲法はそのいかなる構成部分でも、憲法によって規定せられた権力によって作られたものではなく、憲法を制定する権力によって作られたものである。(同上、84-85頁)

「第三階級とは何か——すべてである」という有名な言葉を残したシェイエスは、「一つの国民代表会議」（一院制）論者であった。しかし河津は、「シェイエ氏が法律ハ人心民意ニ外ナラズトノ説益々確ナルヲ知ル」という人民主権説の立場を明らかにした上で、「シェイエ氏ノ説ニハ幾分ノ取捨ナカル可ラザルナリ」として、「議院ハ二局ヲ要スル」二院制論を主張する。なぜなら「一事ヲ再議決定」することにより「人民ノ心意ヲ安全ナラシムル」からであり、二院制をとる米国の発展もその歴史的証拠になっているからであった。「仏国政体転遷論」において、河津が革命後の政体の変動に憂慮を示し、「保守漸進」のプロイセンの二院制に「遅成の自由」を評価していることも付け加えておかなければならない。「政治上ノ教育不十分ナル邦国ニ於テハ多分二局制度ヲ必要トス可シ」（「代議院論」4丁）という現実認識も踏まえ、日本のとるべき道は二院制である、と河津は結論づけた。

人民主権論に立つ河津の選挙権論は、いうまでもなく両院ともに「民撰」であった。現存の「代議院論」はその前半を欠いていて、代議士院の民選を直接に述べた部分は見られないけれども、「上議院ノ議員ハ固ヨリ民撰ニシテ唯撰挙改撰ノ方法ヲ異ニセルヲ要ス」（同上、4丁）という主張は、それを十分に補うものといえる。「固ヨリ」というこの文脈から考えれば、代議士院の民選は当然のことであったといつてよい。澤論文では、この看過できない箇所への言及が欠落している。

さらにこれを補強する新出資料を紹介しておこう。東京講習会における討論会「裁判官を公選するの利害」がそれである。発論者田中耕造は、君主ないし司法卿による裁判官の選任は民権の保証にならないし、名あって実なき結果を招くとして、人民の「公選」を主張した。その上で、曲げて一步譲るとすれば、国会議員が中央の裁判官を、府県会の議員が地方の裁判官を公選する「二重選挙の法」を提起した。河津は「本論者を賛成して」と田中の公選論を支持し、人民が裁判官を選ぶときは「法律を知らざる麦酒製造所の親方を撰ぶが如き患あらんや其撰ぶ所は単に公平の裁判を為す

べき法律学士にあるべきのみ」と論じた。

上段評論の規定はどうか。元老院議員は「挙賢法」で選抜され、「試験法」により任命される。代議士院議員の選挙権は、納税の多寡に関係なく「聖賢者」にのみ与えられている。「人民一般ノ直撰トスルトキハ如何ナル人物ヲ撰挙スルモ量リ知ルヘカラス」、が直撰（民選）反対の理由であった。選挙権の規定から考えれば、上段評者が人民主権論者でないことは明らかである。裁判官については、(評九)に「試験法ヲ以テ任用スルノ所見」とあり、試験によって皇帝が任命する規定になっている。なお、立法についても重大な問題がある。法案は大臣・卿・参議・諸寮局長・大警視・警部長が会する参議院で作成され、公示の上、意見書や公論によって修正され、皇帝によって「両院ニ下付」される。つまり、政府が提案する法案の審議のみで、議員立法権は国会に与えられていない。

人民主権説に基づく両院議員の民選、裁判官の民選という河津の憲法構想は、上段評論の構想とは一致しない。議員立法に関する直接の資料は河津に見られないが、シェイエスの人民主権説をとる彼の立場からすれば、議員立法権が否定されているとは考え難い。上段評者を澤説のように河津祐之と推定することはできないのである。

II 上段評者小田為綱説の確認

小田本「憲法草稿評林一」の上段評者を河津祐之と推定した澤説を別にすれば、すべての関係論文は小田為綱説をとっている。為綱がこの地方きっての知識人・教育者・政治家であり、その家から当該自筆文書が発掘されたことを考えれば、自然な想定であった。そのためか為綱説を論じた著書・論文は意外に少なく、管見の限りでは安藤陽子「史料紹介・憲法草稿評林」(『歴史公論』1982年3月号)、小西豊治『もう一つの天皇制構想』(1989年)、大島英介「憲法草稿評林と小田為綱」(『自由民権』1991年3月号)、同『小田為綱の研究』(1995年)の三者にとどまっている。その論拠を概

括すれば、(1)筆跡の同一性、(2)憲法関係書物の所蔵、(3)憲法関連事項の国学的儒教的思想の同一性、(4)真田事件の体験によると思われる「叛逆罪」と「国事犯」の峻別および後者への同情的見解、にまとめることができよう。ただ上段評者が自ら「著シ」という「君民共政大意」、「君民共政会議法」、「君民共政代議士撰挙法」が小田文書に残されていないことから、三氏ともに最終的な断定は留保されている。為綱は大日本帝国憲法発布直後に「読帝国憲法」で憲法構想をわずかに述べているが、そのほかにまとまった史料がないことも認定を困難にしている。それでは以下新しい視点も入れ、小田為綱説をより確実なものにしてみよう。

(1) 筆跡についての問題

前掲安藤論文は、「憲法草稿評林一」の全文を最初に活字化して紹介したものであるが、その「解説」で同氏は、「憲法草稿評林一」の筆跡が同一であるだけでなく為綱の他の史料との類似性も指摘し、上段評者が小田為綱であると推定した。ただ紙数の制約があったためか、具体的な例は示されていない。

この筆跡の問題を詳論したのが前掲大島論文「憲法草稿評林と小田為綱」で、同氏は「憲法草稿評林一」の特徴的な文字と、その表紙と裏表紙の裏側に書かれた同じ文字、および明治10年から22年にかけての為綱自筆史料の同じ文字を比較し、それらが同一の筆跡であることを確かめている。例えば、言ないし言偏第四画の横線が普通より長いこと、糸ないし糸偏の第二画の斜線が普通より長いこと、その他「第」「為」「所」などの漢字が特徴的な書体であること、を挙げている。いうまでもなく安藤・大島両論文は内容上の根拠も挙げているのであるが、その概要は上述のとおりである。私は筆跡が為綱のものであるという大島氏の例示に異論はなく、同意見である。しかし、筆跡がすべて同じであるとしても、「憲法草稿評林一」全体が為綱による写本ではないかという疑問が出された場合、それを否定できる墨書執筆上の論拠は示されていない。上段筆者＝小田為綱説を確定

するために、まずこの問題から取り組んでみよう。

(2) 上段評論執筆の検討

「憲法草稿評林一」は袋綴じの和紙 16 葉からなるほぼ B5 版の小冊子である。上段評者は表紙に「憲法草稿評林一」と題名を、その裏面に本文に関する三種の標記を朱筆で書き、第 1 丁より上欄に縦 5 ないし 6 センチほどの空白部を作り、その下に元老院「国憲」の編・章・条文を、各章の後に（章のない編は編の条文の後に）それへの評論を墨書した。私のいう「憲法草稿評林」の写本部分である。つぎに上欄の空白部分に朱筆で、「国憲」への上段評者の評論と、「国憲」への逐条的評論および末尾のまとめの評論（いわゆる下段評論）に対する上段評者の評論を書きこんだ。その過程で若干の訂正や貼紙による修正がさらに加えられた。筆跡はすべて為綱のものであるから、上段評論が単に下段に見るような先行本の書写ではなく、上段評者が自ら見解を書きこんだものであることを確認できれば先の疑問に答えたことになる。それには原史料「憲法草稿評林一」の上段評論が原史料でどのように執筆されたかを調べる必要がある。これが一つの新しい視点からの確認作業である。

「憲法草稿評林一」の下段評論は、本誌前掲拙論で明らかにしたように、湊家旧蔵上杉写本「憲法草稿評林」と全く同じものであり、そこに加除修正を加えた跡はない。しかし、上段評論には先行本を単に書写したようなものではなく、上段評者を小田為綱とする以外には考えられない推敲箇所があることを以下に示したい。

① 第 1 丁表、「国憲」第 1 編第 1 章第 3 条（以下 I -(1)-3 のように略記）への評

上欄に記入した第二条の評に続いて、まず「第三条 第五編第六編ニ行政司法ノ権ヲ掲ク、コノ条ハ行政司法ノ両権ヲ統フルヤ論ヲ俟ザルナリ、唯偏ニ行政ノ権トスルトキハ第五編ノ行政ニ紛ハシキナリ依リテ行政ヲ大政ト修成センコトヲ欲ス」と書いたが、この部分に付箋をはり、その上に

「第三条 但法律ニ定メタル権限アルモノハ此限ニアラストノ但シ書ヲ加フヘシ」と評を書き直している。先行本の書写だけなら、わざわざ抹消を示す付箋を貼付して修正の評を書く必要はなかったはずである。この部分の状態は、大島英介編著『小田為綱資料集』所収の写真版で見ることができる。

② 第3丁裏, I-(2)-2への評

最初に第2条の条文の上欄に付箋をして「第二条ヲ第三条トス, 帝位ヲ継承スルハ必太子ヲ以テスヘシ」とした評を抹消し, 行を改めて「第二条ニ立太子条ヲ置キ本条ヲシテ但シ書キニ置キ左ノ如ク修成センコトヲ要ス「太子ヲ立ルハ必両院ノ議決ヲ経ヘシ」但(下略)」とした。書写だけならこのような付箋は不要なはずである。

③ 第13丁表, 附録第1条への評

「国憲」末尾の「付録」第1条に対応して加えられた上欄の評には, 「第一条 但法律ト国憲ト比照シ法律ヲシテ可ト見ルトキハ仍ホ修正案ニ拠ルヘシトノ但書ヲ加フヘシ」とある。その右横2行ほどの空白部に「第一条 抵触スルモノアルトキハノ下ニ「両院ノ議決ニ拠リテ一方ヲ廃スルモノトス」ノ十九字ヲ増加シ但シ一規則中ニ於テ此憲法ト抵触セル法律ハ議事ニ及ハス廃スルモノトストノ但書ヲ加フヘシ」と書いて抹消された付箋がつけられている。付箋のほうが後でつけられたものと推定でき, 単なる書写ではなく評者が推敲を重ねながら書き進めた跡を窺うことができる。

④ 第14丁裏, 下段評論の第十項に対する「評(十)」

上段評者は10行にわたり「評(十)」を書いた後, これを×印で抹消している。書写だけならこの部分は除いてよい箇所であろう。思考をめぐらして評を加える評者の姿を思い浮かべることができよう。

なお, (1)「国憲」第1編第1章第2条・同第8条・第6編第6条については, その行間に直接, 評ないし修正条文を書き入れていること, (2)評が長くなると下段の行間にまで書き込んでいること, (3)評が長文にわたるときは貼紙をしていること, なども上段評論があらかじめ空白部を計算した

書写ではなく、為綱自身による評論であることを示している。

(3) 憲法構想の照応

憲法構想についていえば、すでに触れたように安藤・小西・大島三氏の論文は、上段評論に見られる国学的儒教的思想と為綱の思想との同一性から、上段評者を為綱と推定している。これは憲法構想に関する比較が弱いという意味で傍証に止まるのであり、上段評論に照応する為綱の史料と併せてなお論じる必要が残されていた。

① 挙賢法・試験法（科挙の制）の採用

まず上段評論の憲法構想の全体像を再構成してみよう。それが後掲の図1「小田為綱の憲法構想」である。この図ではっきりすることは、賢者が選出する代議士院議員を除き、行政（大臣以下公務員）・立法（元老院議員のみ）・司法（裁判官）の担当者がすべて「挙賢法」「試験法」により選抜、任用される仕組みになっていることである。これは他案に例を見ない構想であり、別言すれば「科挙」の制、つまり政治を担う賢者を試験によって選抜する制度であった。門閥・資産・情実を排除し人材を登用すること、それが為綱にとっても強烈な願いであったことは、彼の「時務策」が物語っている。

「時務策」は為綱が真田大古事件に関係して獄中にあった1878年（明治11）9月9日から翌年9月4日までの間、おそらく8月前後に書かれたものである。文中に「為綱罪ヲ得テ閉室ノ内ニ有リ爾來殆ント周年」⁷⁾、「今囹圄ノ中ニ有リ」のような語が出てくるからである。このなかで為綱は時務策九篇を「著テ」いて、その第二篇が「挙人材」である。賢君に人材登用を期待しつつも、実現していないことをつぎのように嘆じ、貴賤に関係なく人材を育て、諸官に任用することにより公正な政治が実現できると提言している。

「賢君良相ハ必ス先オヲ求ルニ急ニ是ニ任スルコト重ク是ヲ信シテ疑ス」

「側聞、今也我君賢恭我相善良、ヨリ人材ヲ求テ尊卑ヲ分タス用之必其器ニ当ト……果シテ然ラハ則政ノ美、制度ノ立、風俗ノ盛ナル、民心ノ和ス、富国強兵ノ業成……年ヲ期シテ可待也」

「吾邦下民ヲ登庸スルコト寥々晨星ノ如シ」

「天ノオヲ生スル豈貴賤ニ依テ偏スル所有ンヤ、苟モ下民ノ嫌ヲ以テ賢ト雖モ一切是ヲ用ヒストイハ、豈邪ナランヤ」

第五策はその具体化ともいえる案で、五つの方法が挙げられている。その一つが「科挙」の実施である。

「行科挙如何、曰宜シク漢制ニ随ヒ士ノ材ニ因リ、賢良、方正、文学、秀才、孝廉等ノ科目ヲ名ツケテ是ヲ登庸スヘシ」

上段評論に見る他案に類例のない「挙賢法」「試験法」による全面的な諸官の任用構想と、為綱著「時務策」の提言はぴったりと重なるのである。

大島英介編著『小田為綱資料集』によれば、「時務策」の序文に「自ら謹テ時務策十二篇著テ是ヲ君子ノ采択ニ備フ」とあったが、十二篇は九篇に訂正されたとの指摘がある。三篇は書かれなかったか別記されたことになる。それが上段評論に引かれながら所在不明の「君民共政大意」「君民共政会議法」「君民共政代議士撰挙法」の三篇ではないか、という推測もできなくはない。なお、従来の研究ではすべて三篇を著書と考えているが、これは「著」を現代の一般的用法で解釈したためであろう。「著」にはもう一つの用法がある。上記「時務策」で為綱が使用しているように、“文書に書きしるした”という意味で使われる場合がそれである。上記三篇を著書とする必要はないのである。

② 「読帝国憲法」に残された痕跡

為綱の「読帝国憲法」活版印刷一枚文書は⁽⁸⁾、明治22年の日付をもつ。上段評論と「読帝国憲法」の間に思想的落差があるとの見解もあるが、自由民権運動にたいする政府の弾圧、制憲過程などを考えれば、為綱は配布を意図した活版印刷の「読帝国憲法」に、評論にみる“廢帝の法則”などラディカルな事項の直截な表現を避けたとみるべきであろう。そうとはい

え「読帝国憲法」には、以下にみるようになお「廃帝」の思想の痕跡を残し、上段評論と相呼応するものがある。

第一は、「挙賢」と（暗示的に）「試験」を確認していることである。大日本帝国憲法（以下明治憲法と略称）第十九条を「日本臣民ハ文武官ニ任セラル、ヲ得」と略引し、「天下ノ賢オヲ挙ゲテ天下ノ民ヲ安ズルハ古今ノ定法」とする為綱の立場を述べ、「公然文武ノオヲ天下ノ臣民ニ求メ玉ヒ、共ニ天職ヲ分チ天禄ヲ与ヘ玉フ」として、この第十九条が「挙賢」を保証したものと受けとめている。「暗ニ威福ヲ弄シ巧ミニ大権ヲ盗ム者永ク踵ヲ絶チ、萬民洋々大平ヲ歌フノ時ヲ待ソノミ」というこの箇所の結びの言葉は、「時務策」において「科举」の制を提言した部分と呼応、整合するものがある。

第二は、上段評者を為綱としなければ説明がつかない部分があることである。「読帝国憲法」において、為綱は明治憲法の第四十条・四十九条・五十条を引き、「議會責任ノ区域更ニ一層ノ広キヲ加ヘラレタリ」と評している。議会の権限が「更ニ一層」広がったというこの記述は、政府の別の憲法（案）と比較して言うことができるのであって、この場合、明治憲法以前の憲法といえ、勅命により起草され不採択に終わった「国憲」（「憲法草稿評林」所載）以外にない。明治憲法第四十条は両院の政府への建議権、第四十九条は両院の天皇への上奏権、第五十条は国民の請願書受理を規定している。第四十条の規定は「国憲」になく、上段評者の評論もない。第四十九条に対応する「国憲」の規定はIV-(1)-2であるが、意見書の上奏に限定されている。上段評者の評論はない。第五十条に対応する「国憲」の規定はIV-(2)-4であるが、受理は上院のみに限定されている。上段評者の評論はない。明治憲法のこの三箇条は、議会の権限について確かに「国憲」より「更ニ一層ノ広キヲ加ヘ」ているのである。

第三は、上段評論の「廃帝ノ法則」と照応する叙述がみられることである。「廃帝ノ法則」について上段評者はつぎのように述べ、最終的結論を両院の決議に委ねている。

吾輩ノ見識ハ国君ノ所業ヲ掲ケテ、之レヲ全国ニ告示シ廢立ノ答案ヲ
 献セシメ、之カ公論ヲ取テ問議案ヲ修正シ、之レヲ両院ニ下シテ議決
 セシムルモノトス

為綱は「読帝国憲法」でつぎのように述べる。

議士其人ヲ得ル時ハ、仮リニ千秋萬歳ノ後チ不聖ノ天子世ニ臨マル、
 モ、国ヲ売ルノ奸臣要路ニ立ツモ、祖宗ノ法憲ヲ拳ケテ之ヲ諫メ奉リ
 臣民ノ輿論ヲ執テ之ヲ正シ、安危ヲ立談ノ際ニ定ムルハ其レ何ノ難キ
 コト有ン

不徳の天子が現れたときでも、代議士がしっかりしていれば、その天子を諫め、国民の輿論によって正すことができるというのである。「正す」内容は明示されていない。しかし、その範囲が「不聖ノ天子」を常道に戻すことから廢位までを含意することは、読む人に明らかであろう。「議士其人ヲ得ル」の意味は、議院に委ねることと考えられる。明治憲法発布直後、公然と配布する活版印刷文書にこのような考えを記載することは、並々ならぬ決意を要したものと思われる。「議士其人ヲ得」で「臣民ノ輿論」とともに「不聖ノ天子」を正す。それは「廢帝ノ法則」と照応していると理解できるのである。

Ⅲ 上段評論（小田為綱）の憲法構想

(1) 上段評論と下段評論の執筆時期

現在、「憲法草稿評林一」の成立時期について二つの見解が出されている。安藤陽子氏は、「国憲」が完成した1880年（明治13）7月以降から1881年の始め頃までの間に、まず下段評論、続いて上段評論が書かれたと推定している。上限の根拠は稲田正次『明治憲法成立史』上巻、下限の根拠は上段評論にみえる「大警視」の用語で、「大警視」が制度上「警視総監」に変わるのは1881年1月であった。下段評論の下限と上段評論の上限それぞれの執筆時期についての言及はない⁹⁾。

もう一つは、「憲法草稿評林一」の下段評論の執筆は1880年7月から1881年10月12日の間、上段評論は1881年10月12日直後とする小西豊治氏の見解である。上限の根拠は前掲と同様で、下限については、上段評論にみる「今既ニ国会ヲ開キ憲法ヲ制シ条理ヲ明ニスル今日」、「方今ノ政府自ラ国会ヲ設ケテ憲ヲ制立セント欲スルノ場合ニ当リテ」という記述が、1881年10月12日の国会開設の勅諭を前提にしたものだとする解釈に根拠をおいている⁽¹⁰⁾。

私見を述べるにあたり、「国憲」の成立からたどってみる。稲田前掲書によれば、1880年（明治13）頃、元老院は「国憲」（第三次案）の作成に入ったようである。小田切文書所収の「国憲」第三篇の上に「以下六月三十日調査」、同篇の終わりに「以下六月三十日調査」といづれも朱書があること⁽¹¹⁾、内閣文庫本に明治十三年七月七日改定の「国憲草案」が存在していたことから⁽¹²⁾、1880年7月上旬頃までに「国憲」（第三次案）が作成されたと考えられている⁽¹³⁾。この成案は各議官に配布されて意見が求められ、各議官は同年9月から11月に意見書を提出した⁽¹⁴⁾。こうして同年12月28日、「国憲」は「国憲草案ヲ進ムル報告書」と議官の意見書を添えて天皇に奉呈されたが、岩倉具視・伊藤博文の強い反対で不採択に終わった⁽¹⁵⁾。

「国憲」の場合、厳重な管理の下で秘密裡に起草された大日本帝国憲法と異なり、情報は部分的に漏れていたようである。東京日日新聞（1880年5月12日、同10月1日、同8日）、朝野新聞（同年8月5日、10月1日）、東京横浜毎日新聞（同年8月14・15日）がそれぞれ元老院案を前提にして国約憲法論を掲げているからである⁽¹⁶⁾。本誌前掲論文で私は「憲法草稿評林」の評者、いわゆる下段評論の筆者が古沢滋と推定できること、古沢は議官中島信行との親交が深く、「国憲」を入手できる立場にあることを論じた。元老院案の「国憲」と「憲法草稿評林」にある「国憲」を比較検討してみると、条文の一部の語句の脱落と若干のわずかな表記の違いがあるだけで、両者は一致しているから、流出した「国憲」は議官に配布

された成案と同じものであったと考えてよい。したがって私も「憲法草稿評林」(下段評論)執筆の上限を1880年7月初旬と推定する。

下限についてはどうであろうか。「憲法草稿評林」の関係箇所をさがしてみよう。

嗚呼預防セサル可ケンヤ暴主ノ欺騙，他日代民委員トナリ，憲法記章^(第)
ニ従事スルモノ最モ意ヲ加ヘスンハアルヘカラス(第一篇第一章への
評論)

今ヤ我国ノ憲法ヲ約定セント欲スルニ臨ミ(同上)

他日憲法起草ノ委員トナルヘキ諸人ニ告ケント欲ス(末尾の評論)

大東洋中ノ一孤島ニ於テ金匱無欠ノ最良憲法ヲ約定シ，遠ク英国ノ上
ニ駕シ，全世界万国ニ向テ誇称センコトヲ勉メテ情ルコトナカレト云
フ(同上)

ここに見られる主張は、上述の都下各紙が「国憲」の成案前後に主張した国約憲法論と同様である。新聞論説としても違和感を覚えないその論調は、下段評論が論説を意図した原稿であったかもしれないことを推測させるのである。そう考えると執筆の下限は1880年8月ないし10月であろう。一方国会開設運動をみると、同年11月の国会期成同盟第二回大会は、翌年10月の第三回大会に各地より憲法案を持参して検討することを決議している。民権家古沢がこれに応じて、憲法案の大綱を準備したとも考えることができよう。以上を総合して、下段評論は1880年(明治13年)7月初旬から翌年10月以前の間には執筆されたと推定できる。

上段評論の成立時期について、安藤・小西両氏の説と根拠は冒頭でふれた。いま上段評論を子細に読んでみると、さらに新しい論拠のあることがわかる。「国憲」第四編第一章立法権第二条にたいする上段評者小田為綱の評がそれである。

○第二条 皇帝ハ法案ヲ編製センカタメ，参議院ニ大臣，卿，参議，
及ヒ諸寮局長，大警視，警部長〔但シ京城ニ限ルヘシ(原文は割り
注)]ヲ集会シ，協議シテ法案ヲ編製スヘシ

安藤氏は「大警視」が1881年1月14日の制度改革で「警視総監」に変わったことに注目して、「憲法草稿評林一」即ち上段評論作成の下限を1881年始め頃と推定した。しかし、この説は「警部長」とあわせて考えると成立しない。国会開設の勅諭直後とする小西説も同様である。「警部長」は1881年11月26日、制度改革で東京府を除く府県に置かれた（東京には警視総監所管の警視庁が置かれていた）⁽¹⁷⁾。したがって、上段評論は1881年11月26日以降に作成されたと考えざるをえないのである。おそらくその下限は、主権論争を中心とする憲法論議がまだ行われた翌1882年であろう。以上により上段評論の作成時期は、1881年11月末から1882年の間と推定できる。

(2) 小田為綱の憲法構想の意義

小田為綱による上段評論は、図1のように再構成できるであろう。この図をもとに自由民権期の立憲君主制憲法案と比較してみると、つぎのような特色が浮かびあがってくる。第一は、すでに家永三郎氏によって指摘されているように⁽¹⁸⁾、廢帝の法則に象徴的な皇帝大権にたいする例のない民主的制御である。第二は能力主義にもとづく人材の登用である。行政を担う内閣諸大臣、立法権の一方を担当する元老院議員は挙賢法・試験法によって任命され、地方の行政機関の官吏も挙賢法・試験法によって登用されるのである。為綱の「時務策」にしたがえば、「科挙」の制による人材登用であった。第三は国民のうちの賢者が主として国政に参加できる仕組みになっていることである。つぎにその意義をさらに考えてみよう。

① 為綱の正統性観念と皇帝大権の民主的制御

国家において人民がなによりも貴重であるという孟子の教えは、虐政をしく王を「放伐」する革命を正当化した。つまり政権の交代において、君臣の義より仁政に重きが置かれたのである。そのような正統性観念の問題を幕末において論じた松本三之介氏の研究によれば、吉田松陰と山県太華の論争こそそれを象徴するものであった。松陰によれば、「天下は一人の

天下」すなわち日本の君臣関係は血統の觀念に基礎づけられた世襲的性格をもつものとして、双務的性格をもつ中国の君臣関係と質的に区別されるものであった。「君君たらずと云へども、臣以て臣たらずるべからず」こそ君臣関係の正しいあり方であった⁽¹⁹⁾。他方太華は、「君徳」ないし「君道」に違反すれば、天皇といえどもその政治的地位を失わなければならないという。「天下は天下の天下」であり、不徳の君主の「放伐」、武家や匹夫の統治も道にかなえばありえたのである⁽²⁰⁾。

「廢帝ノ法則」を唱える為綱の思想はどこに位置するであろうか。「天照大神」の「遺詔」に基づく帝位継承を主張する点で為綱は松陰流の国体論の立場に立つ。しかし皇帝の地位と「有徳」は一体のものとする点で松陰のそれとは峻別される。そのため帝位を継承する有徳の資格者は、皇族の範囲内という限定があるにしても、「嫡長」から「女統」、「皇室親族の大名家」にまで広く及んでいる。「君徳」に違反すればその政治的地位を失うという意味で為綱は太華の立場に立つ。しかし代位は皇族にとどまるという点で、太華と立場を異にする。したがって為綱の考え方は、正統性觀念の第三の立場を提示したものといえよう。血統と有徳の結合、そこに為綱の正統性觀念の独自性があった。

ところで、なぜ有徳の皇帝はさらに民主的制御を受けなければならないのか。太華によれば、正統性の根拠は「天命」すなわち「人心の向背」に求められることを意味し、いわば施政の結果について支配者の責任を追及する思考方法を内包していた⁽²¹⁾。為綱の憲法構想もこの立場に立つ。人民との関係は後述に譲り、政治機構との関連を先に述べれば、為綱の場合、施政の結果を不断に追求するための制度的保証として議会在が設けられている。議会の権限は——後述の問題を別にすれば——たしかに大きい。法案審議権・国政調査権はいうまでもなく、皇帝大権に属する百官任免・法律公布・軍の統帥・恩赦・立太子・憲法停止・宣戦講和・通商条約・貨幣鑄造・国境変更、には議会の承認が必要である。さらに不徳の皇帝にたいしては、政府が国民の意見を聞いた上で作成する問議案を議決する権限を有

している。しかし、為綱の独自の議会構想には議員立法権がないことに注意しなければならない。法案の作成は、大臣・卿・参議・諸寮局長・警視総監⁽²²⁾という実権者で構成する参議院に委ねられていた。近代日本の出発期にあたり、為綱は「科举」の合格者による内閣により大きな能動的機能を、議会には賢者からそれぞれの方式で選ばれた両院議員による国政への抑制機能＝チェック・アンド・バランスを与えたと考えられる。

② 挙賢法・試験法による人材登用

挙賢法・試験法については、前述の上段評者＝小田為綱確認の実証過程でふれたが、それは為綱の「時務策」で提起された「科举」の制であり、大臣以下の官僚・府県郡区町村行政担当者、元老院議員はみな挙賢法・試験法で、裁判官は試験法で選抜・任用されるという構想であった。

小倉山の民有地請願運動の指導者、真田太古事件の檄文起草者、三陸開拓の上申者として、為綱は身をもって体験した明治政府の藩閥・有司専制にきびしい批判をもっていた⁽²³⁾。中国でがらうは天子が貴族をおさえるために案出された制度が科举であるが、人民の側からすれば人材登用の門戸が広く開かれたことになる⁽²⁴⁾。儒教に深い教養をもち、有司専制に苦しんだ為綱はこの制度に着目し、憲法構想に大胆にとりいれたのである。科举の制を実施するためには皇帝直属の試験機関が必要になるし、内閣の関与の仕方も問題になるが、史料上で為綱の見解を知ることはできない。

③ 「賢者」と人民——結びにかえて——

民主主義の立場からすれば、上段評論にみる人民の権利の規定はその立憲制の質を決めるものである。為綱は代議士院議員選挙権を「賢者」にだけ与えているし、下段評者（推定古沢滋）が主張した重大な国政事項についての国民投票にも賛成しなかった。「未タ開ケサル幼穉ナル我日本人民」が「多数ヲ以テ決セハ、如何ナル論点ニ至ルカ、実ニ心ヲ安ンセサルナリ」、というのがその理由であった。滋は選挙権を「戸主タル男女」に限定しながらも財産や学歴による制限に強く反対したが、為綱はそれを「賢者」だけに限定した。

とはいえ為綱は同じ評論のなかで、下段評者滋の国約憲法論と民権の拡張・民権の回復を再度主張した結論部分に、「何レモ大賛成々々」と書いて評論を結んでいる。これを矛盾とみることもできるが、為綱は当時の日本を大きな過渡期ととらえていたので、「賢者」論と民権の拡張賛成は矛盾しないと考えるほうが彼の文脈に沿うだろう。

為綱はなぜ「賢者」にこだわったのだろうか。先の太華との関連でいえば、正統性の根拠は「天命」すなわち「人心の向背」に求められた。君主の立場からすれば、君主の地位は天命によるものであり、その天命とは人民が君主を支持する心によってあらわされるから、人民を教育し道徳を高めて施政の実績をあげることが求められていることになる。他方、人民の立場からすれば、君主の有徳や徳治を判断する能力が求められていることになる。為綱はその能力を当時の人民全体にただちに求めることは無理と考えて、「賢者」に求めたものと思われる。そこには永続する「賢者」の拡大再生産が要請されているのである。

それでは「賢者」の資格を誰が何で決めるのだろうか。為綱がそれを直接述べた史料は見いだされていないが、選挙権の財産制限反対、「中学建議」(明治3年)⁽²⁵⁾の提案などから判断すれば、恐らくそれは学校教育であったろう。

小田為綱の憲法構想は、基軸に血統と徳を備えた天皇を置き⁽²⁶⁾、立憲制にしたがって運用されるその権力を、議会と「賢者」・国民が「廢帝」の制を含めて民主的に制御するというものであった。それは、民権思想も制度的に包摂しているが、とりわけ儒教思想がもつ可能性を人民の立場から唯一憲法構想に結実させたものであった⁽²⁷⁾。

《注》

(1) 江村栄一「憲法草稿評林」について『経済志林』第60巻第1・2号、1992年9月。

(2) 八戸市北方春秋社・中里進氏蔵、中里氏のご厚意により前掲誌に史料を紹

介した。

- (3) ケンブリッジ大学図書館司書小山騰氏のご教示による。毎日コミュニケーションズ『国際人事典』所収。
- (4) 「河津祐之文書」所収，国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (5) 河津祐之「仏国政体転遷論」第一回『嚶鳴雑誌』第三号（1879年11月），同第二回同誌第四号（1879年12月），同第三回同誌第七号（1880年2月），同第四回同誌第九号（1880年3月），同第5回同誌第十七号（1880年7月），同第六回同誌第十九号（1880年9月），以下掲載なし。
- (6) 羽成恵造編輯『演説討論集』（常陽書林太平堂，明治20年）所収。
- (7) 大島英介編著『小田為綱資料集』（小田為綱資料集刊行委員会，1992年）387-396頁，「周年」は満一年を意味する。
- (8) 注(7)同上書，678-682頁。
- (9) 安藤陽子「史料紹介 憲法草稿評林」『歴史公論』1982年3月号。
- (10) 小西豊治『もう一つの天皇制構想』お茶の水書房，1989年。
- (11) 浅井清「小田切本「日本国憲按」及附属資料」『法学研究』第10巻第4号，浅井清『元老院の憲法編纂顛末』（巖松堂，1946年）に再録。
- (12) 尾佐竹猛『日本憲政史論集』育生社，1937年。
- (13) 稲田正次『明治憲政成立史』上巻，有斐閣，1960年。
- (14) 同注(11)。
- (15) 同注(13)。
- (16) 稲田正次「小田為綱関係文書「憲法草稿評林」について」『憲政記念館の十年』衆議院憲政記念館，1982年。
- (17) 『明治史要』，同附表，覆刻本，東京大学出版会，1998年。
- (18) 家永三郎「増補解説」，家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想 [増訂版]』，同 [増訂版第二版] 福村出版，1985年，1987年。
- (19) 松本三之介『天皇制国家と政治思想』第三章，未来社，1969年。
- (20) 同注(19)。
- (21) 同注(19)。
- (22) 上段評論には，「諸寮局長」のつぎに「大警視，警部長 [但し京城ニ限ルヘシ]」とあるが，「大警視」が「警視総監」に変わったのは1881年1月，「警部長」が東京府を除く各府県に置かれたのは1881年11月であるから，本文のように訂正した。注(17)参照。
- (23) 大島英介『小田為綱の研究』久慈市，1995年。
- (24) 宮崎市定『科学』中公新書，1963年。
- (25) 同注(7)，396-408頁。

- (26) 同注(7), 405 頁, 「中学建議」のなかに記された「神廟配位」に, 「天照大神」と一段下げて「孔子」を祭る図は, これを象徴的に示している。
- (27) 小田為綱と異なり, 元田永孚の国憲大綱には天皇大権への民主的制御という構想はみられない。